



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
3 月 24 日
号 外 （ 3 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告の公表公告.....	1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 24 日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
〃	柗	勝	次
〃	平	居	新 司 郎
〃	宮	村	統 雄

監査の結果に関する報告

第 1 監査のテーマ

NPO との協働について

第 2 監査の趣旨・目的

県民ニーズがますます複雑・多様化していく中であって、活力にあふれ、魅力ある地域社会を築いていくためには、県民の視点に立って県政を進めることが重要である。NPO（民間非営利組織(団体)）は多様化するニーズに対し、柔軟にきめ細かく対応するため主体的に活動しており、地域社会を支える重要な担い手となっている。このため、本県においても、NPO を対等な立場で相互に補完するパートナーと位置づけ、NPO との協働を推進し、各種の事業を展開しているところである。

そこで、これらの事業がどのように実施され、その成果がどのように活かされているかなどについて監査し、今後の行政事務の改善に資することを目的とする。

第 3 監査の対象機関および対象事業

平成 19 年度当初予算編成段階において、掌握された NPO 等との協働の 33 所属延べ 62 事業の内、NPO との協働事業と考えられる 32 所属 49 事業について、協働の形態など事業の具体的な執行状況を調査した結果、NPO の主体的な関与がない。または、薄いと判断したものを除いた 12 所属 18 事業を監査の対象とした。

◎ 行政重点監査対象一覧

部 局 等	所 属 名 (12 所 属)
-------	------------------

県民文化生活部	県民活動課、人権施策推進課、男女共同参画センター
琵琶湖環境部	環境政策課、循環社会推進課、森林政策課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康推進課、医務薬務課、子ども・青少年局
商工観光労働部	商業観光振興課
東近江地域振興局	地域振興課

第 4 監査の着眼点

- (1) NPO との協働事業の推進（各事業所属）
- ・ 協働事業の推進が積極的に検討されているか。
 - ・ 協働事業について広く広報されているか。
 - ・ 適切な相手方と事業目的にあった適切な協働形態になっているか。
 - ・ 協働事業の目的や役割分担、責任の所在等は明確になっているか。
 - ・ 協働事業の意義を理解し、費用対効果等の成果・評価を十分行っているか。また、推進方法など改善事項等を十分検討しているか。
 - ・ 協働の相手方となる NPO を支援する方策は講じられているか。
- (2) NPO の活動環境の整備（県民活動課）
- ・ 広報や啓発が効果的に行われているか。
 - ・ 多様な機会の提供による人材育成に努めているか。
 - ・ 活動環境の整備のための効果的な支援措置が講じられているか。
 - ・ 必要とされる支援ニーズの把握に努めているか。
 - ・ 淡海ネットワークセンターと十分連携し、庁内外の推進体制は整備されているか。
- ※（淡海ネットワークセンター）
- ・ 県からの補助事業は効果的に行われているか。
 - ・ 自主事業は効果的に行われているか。
 - ・ NPO と県との橋渡しなど中間支援を十分に果たしているか。

第 5 監査執行年月日

平成 21 年 1 月 19 日、22 日、23 日の 3 日間委員による監査を実施した。

なお、事務局職員による予備調査については、平成 20 年 11 月 25 日から 28 日まで 4 日間実施した。

第 6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関から提出された行政重点監査調書等により、事務局職員がヒアリングによる予備調査を実施し、その結果を踏まえ委員監査を実施した。

また、相手先の NPO 等に対してはアンケート調査を、さらに、財団法人淡海文化振興財団（愛称：淡海ネットワークセンター）に対しては関係人調査を実施した。

第 7 監査の結果および意見

本県では、平成 11 年度に「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を策定しているが、この中で協働の定義を「共通の目的実現のためにそれぞれが自らの役割を自覚し、ともに考え、ともに汗を流して取り組んでいくこと」としている。

平成 14 年度には県職員向けの NPO 協働研修や 7 項目の協働原則を盛り込んだ協働ガイドブックによる協働の意義等の周知が図られることとなり、NPO をはじめとした多様な県民の力を活かした協働による県政を推進しているところである。

今般、「NPO との協働について」を行政重点監査のテーマとし、平成 19 年度に実施された 12 所属における 18 協働事業について監査したところ、協働の形態は財政措置を伴う業務委託や補助金支出によるものが 15 事業と大半を占めていた。また、協働を行う期間を定めているものは半数を超える 10 事業あり、このうち財政措置を伴う事業は 8 事業、平均協働期間は 3.8 年であった。

監査では、県と NPO との協働について、その必要性や事業が適切に行われているか、また、費用対効果等評価がどうであったのかなどについて監査したところ、協働先の多くの NPO から今後とも県と協働したいとの意向が示されるなど、一定の成果が得られていると認められたものの、一方で、NPO との協働に対する県の認識が希薄であったり、厳しい県財政の事情により、協働事業が中止になるなど、協働推進のための財政措置のあり方を含めて、事業の継続や定着に結びつけていくための協働の評価・検証の仕組みづくりなど、今後の協働の推進に当たり改善すべきと考えられるいくつかの課題も確認されたところである。

今回の監査を通じて、今後、NPO との協働や支援施策に関して、さらなる取り組みが必要と思われた事項や改善事項について、次のとおり意見として述べる。

1 NPO との協働事業の推進について

(1) 協働に対する職員の意識の醸成について

県政全般で積極的に協働を進めるためには、まず全ての職員が協働の相手方である NPO や協働の意義について理解を深めることが必要であるが、委員による監査を実施する前の予備調査の時点で、当初に監査対象と考えられていた 32 所属 49 事業を精査した結果、関係所属において「協働」の概念に関する理解不足が見受けられるものがあつた。

また、NPO へのアンケート調査においても、「県担当者によって協働意識の差が大きい」、「一定レベルの意識高揚を図ることが必要」、「協働の意義を学ぶ機会が必要(研修の充実)」、「県側の現場との対話不足。もっと現場に出向く必要がある」などの意見があつた。

県では協働の推進に向けて職員の理解を深めるため、これまで統一テーマによる職場研修や協働推進セミナーの開催等を行っているものの、まだまだ協働の意義、目的等の理解や認識の不足が見られるところである。

そこで、今後の協働の推進にあたっては、改めて原点に立ち返りパートナーとなる NPO の理解をはじめ、協働の意義、目的等の理解・認識を深めていく必要があり、例えば優良な協働事業の事例紹介など、具体的な協働のイメージづくりに繋がる効果的な職場研修の実施や人材育成を図っていく必要がある。また、全庁的な推進体制の下、協働の推進に向けた共通認識や情報の共有化を図ることが必要である。

(2) 協働事業のあり方の検討について

協働を考える上で、パートナーの力量は重要な要素となる。従って相手方の選定方法や選定理由の妥当性が問われることとなる。パートナーの選定にあたっては、NPO からの企画提案をもとにした公募型プロポーザル方式により選定している場合が多く見受けられ、公平性の観点からは良い方法が採られていたが、なかには応募者が 1 者にとどまり事実上の 1 者随意契約となり、競争原理が働かない状況になっている事例もあつた。幅広い NPO からの応募が可能となる仕様書作成等が求められるところである。

監査では、長年の取組に裏付けされた経験や実績などを有する NPO との協働は、県民ニーズに合った成果が期待できる意義のある協働となっていること、また、IT スキル等を有する NPO はそれ自体で企業家としての十分な経営能力を持っており、協働のパートナーとして行政の補完機能を備えていることなどを確認することができた。

具体的に協働事業を進めていく際には、県とNPOが対等な関係で、十分な協議を行うなど「協働の原則」を遵守することが大切である。その上で、委託や補助、企画立案への参画、共催など適切な協働の手法・形態を考える必要がある。

このことを協働の原則から見てみると、県とNPOとは「対等であること」については、県から財政支援を受けるNPOにとっては、行政の主体性が強い協働となっている。また、「話し合いの場を確保しながら取り組みを進めること」については、十分な事前協議がなされていない事例や、「自立・自律していること」については、財政基盤が脆弱であったり、先駆性・実績の評価が乏しく、パートナーの力量把握が十分でない事例などが見受けられるなど、本来あるべき協働との乖離が認められた。

さらに、NPOへのアンケート調査では、「効果的な事業実施に向けた事業計画段階からのNPOとの話し合いが不足している」との意見があり、これは県からNPOに働きかけて事業が行われている例が多いことも原因と考えられるところである。

そこで、今後の協働の推進にあたっては、協働の必要性を明確にした上で、「協働の原則」を遵守しつつ、まずは、相手方となるNPOの活動実績や先駆性、自立性などを見極め評価することが重要である。また、協働事業の活動分野、領域の中には、行政側のハード整備を前提に取り組むことが必要なものもあり、この場合には、行政と協働先の役割分担を明確にし、ハード整備の進捗と合わせた効率的なソフトの協働に留意する必要がある。

パートナーとなるNPOの情報については、県民活動課や淡海ネットワークセンターから得ることが多いため、これらの機関は的確な情報の収集整理を行うとともに、協働の推進の中心的な機関として、その役割を果たしていくことが求められている。

また、協働を推進する上で、様々な手法・形態があるが、委託や補助などの財政措置を講じる必要があるものも考えられる。今回の監査対象となったものには財政措置を伴うものが多く、さらに、これらには協働の期間が限られているものが多くあった。財政措置のあり方については、金の切れ目が縁の切れ目となり、協働事業が縮小し、NPOの育成に結びつかなくなったり、協働の成果を生かしきれない懸念もあることから、協働事業の継続や定着に結びつく財政措置のあり方について全庁的な議論が必要である。なお、財政支援は、NPOとの協働が成熟していない過渡期にはやむを得ないものと考えられるが、協働事業に取り組む各所属は、財政支援がある期間内にNPOの自立に向けた積極的な働きかけを行う必要がある。さらに、NPOと行政との協働を推進する中心的な機関として県民活動課や淡海ネットワークセンターが行政とNPOとの調整や自立に向けた役割を果たすことが求められる。

(3) 協働の評価の実施について

各所属における協働の評価は、「イベント事業、各種講座等、県が単独の直営方式で実施していた場合と比べて、県民の参加者が増加した」また、費用対効果についても「NPOのノウハウにより効率よく業務遂行ができた」、「NPOの自主財源が事業に活かされることにより、県が直接執行するよりも経済的である」など経済性・効率性があったとして一定評価している。

さらに、協働事業を通じてNPOの人的財産形成に結びつき、今後の活動基盤の強化が図られたとしている。

一方、NPOへのアンケート調査においても、ほとんどのNPOが「一定の成果が得られた」、「高い成果が得られた」と答えている。また、協働のメリットとして「事業実施により市民の理解が進んだ」、「財政面で楽になった」、「専門性等の特性を十分に生かせる機会を得られた」とするものが半数を超え、「今後も是非協働したい。できれば協働したい」と全てが答えており、県との協働に対するNPOの評価は総じて高いものとなっている。

しかし、各所属やNPOへのアンケート調査では高い評価としているが、監査では、これらの評価を具体的な数値に表して得るまでには至らなかった。また、協働の意義とも関連するが、NPOを新たな下請け先として単に協働形態を採っただけで満足していることがあるなど、課題も残されている。

このほか、事後評価検討会等の開催については、事業実施中の会議の開催はあるものの、事業終了後の評価会議は開催されていない場合が多い。

そこで、今後の協働の評価にあたっては、事業終了後の行政と NPO による事後評価を行う会議は開催されるべきであり、さらに、行政と NPO 双方に対する費用対効果、執行体制の軽減効果や県民サービスの向上度合いなど、客観的な評価システムの構築が必要である。

また、こうした評価を通じて得られた有益な協働事業の事例に学ぶ「ベストプラクティス」の収集・紹介など、情報提供の充実も必要と考えられる。

2 協働の推進に向けた活動環境の整備について

(1) 協働を促進するしくみの活用について

現在、NPO 等と特定のテーマを設けて一緒に課題抽出・意見交換を行う場である「ラウンドテーブルしが」や NPO または県からの申し出により協働の具体的な取り組みについて意見交換や協議等を行う場として「しが協働ルーム」が設けられている。また、このほか、県職員の協働の意義・理解を深めるため、ガイドブックの作成配布や職場研修の実施、協働推進セミナーの開催などが行われている。

しかしながら、「ラウンドテーブルしが」においては、課題解決を目的にする NPO 側からは課題抽出・意見交換だけでは物足りないと言った不満の声や出席可能な時間設定にするようにとの要望が寄せられている。一方、県側の特に、協働事業を行っていない所属では、これら施策が十分理解されていないことから NPO との話し合いの場に出ることに抵抗を感じたりしている。また、協働セミナーについても、たびたび開催されているが、積極的な参加者が少ない状況にあり、このような施策が十分生かし切れていないのではないかと思われる。

NPO へのアンケート調査においても、1 の（1）でも述べているように、県担当者の協働意識の希薄や現場との対話不足などが指摘されているところであり、また、「NPO の企画提案が活かされる仕組みがほしい」、「協働の相手方として相応しい特性を有する NPO が、さらに特性の発揮やステップアップできるよう育成、支援も考えてほしい」など活動環境に対する課題の意見が出されている。

今後は、「協働を促進するしくみ」について、NPO 以外の主体が実施する事業との共催も検討することにより、新たな参加者を確保するなどの有効活用を図ることや県職員の協働に対する意義・理解を深めるための研修が求められる。また、協働による取り組み、事業の検証や助言等を行うために設置されている協働推進ボードにおいて培ってきた議論や検証内容について、全庁的な理解を促していくことも必要である。

さらには、県から NPO に働きかけて協働事業が行われている例が多く、NPO からの協働提案型の事業が少ない状況となっていることから、NPO からの積極的な協働提案を受け入れられる環境の整備についても必要である。平成 21 年度から実施される「協働提案制度」の実効ある運用が求められる。

(2) 中間支援組織との連携について

県域レベルでの中間支援組織として、様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を総合的に支援する目的で、県と市町が出資して平成 9 年度に財団法人淡海文化振興財団（淡海ネットワークセンター）が設置され、市民活動に関する情報提供、組織運営の支援事業、おうみ未来塾などの人材育成、おうみ NPO 活動基金の運営などの業務を行っている。関係する NPO 等からは非常に高い評価を得ている一方で、おうみ未来塾の卒業生である「地域プロデューサー」が十分育っていないことや活動基金を助成した後の NPO に対するフォローアップが満足にできていないなどの課題がある。

また、NPO へのアンケート調査においては、「県の事業と市町の事業との連携がないのでネットワーク化が必要」との意見があり、今後は、県と市町とのネットワークづくりとともに、各 NPO への情報発信に当たり、工夫や他の NPO の情報発信機能との連携が必要である。

淡海ネットワークセンターについては、まだまだ県民の認知度は低く、サポートの対象が限られていることもある。今後とも、NPO 活動の支援、人材育成はもとより、行政と NPO との協働のマッチングを図るコーディネート機能を高めることが期待されている。さらに、

各市町レベルの中間支援組織との連携を図ることにより、県全体としての協働の推進に向けてコントロールタワーとしての機能を一層発揮させていく必要がある。

また、「おうみNPO活動基金」については、平成 17 年に「協働事業助成」の枠が新たに設けられ活用の幅が広がった。現在の積み立ての残高は枯渇する状況ではあるが、NPO との協働の推進に向けて有効な活用を図っていく必要がある。

(3) 協働事業の広報・PRについて

協働事業の広報については、「協働ネットしが」のホームページが平成 16 年度に県担当課に開設され、協働事業の取り組み内容やNPOに関する各種の情報等を公開している。当初のアクセス件数は5万件程度だったが、平成 19 年度には17万件を超えており、近年の協働への注目度の大きいことを物語っている。今後は、協働事業の優良事例を紹介するなどホームページの周知と幅広い活用が望まれる。

一方、NPO側の広報については、NPO独自の人材ネットワークを活用して幅広い周知を図っている事例や、NPOが保有する情報に加えて行政の協力のもとに収集した豊富な情報提供に努めている事例など工夫した取り組みが見られるものがある。しかし、NPOの中には、各種相談事業や講習会など参加者を集めるための広報に経済的・人的な負担が大きく、県で何か工夫してほしいとの要望もあり、イベントなどの広報で課題をもっている。

また、NPOへのアンケート調査においても、「広報が不十分で、インターネットで調べたときは協働事業の募集期間が終わっていた」、「県の事業と市町の事業のネットワーク化が必要」との意見があり、県、市町、NPOそれぞれの広報の連携に課題がある。

今後の広報については、行政とNPOとの間で意思疎通が不足していることもあり、情報交換が十分図れるようにする必要がある。また、情報のコンテンツの充実を図るとともに県・NPOそれぞれの情報のネットワークを活用し、行政は広範な情報を、NPOは地域レベルの草の根情報を提供するなど、それぞれの強みを活かした広報ができるよう改善が求められる。

3 まとめ

多様な主体との協働は、それぞれの特性を生かし、役割分担や責任を明確にした上で、共通の目標に向かって連携・協力することであり、県民ニーズに合った効果的なサービスの提供とともに、効率的な事業の実施ができると考えられる。

社会的課題や県民のニーズが多様化する中、これまで専ら行政が担ってきた公の領域について、県民、NPO、地域団体、企業等の多様な主体との協働によって公共サービスを提供する施策の推進が求められている。

このような状況を踏まえ県においては、NPOをはじめとした多様な主体との協働の推進を、「滋賀県基本構想（H19.12 策定）」および「新しい行政改革の方針（H20～H22）」に掲げるとともに、具体的には「平成 21 年度県政運営の基本方針（副知事依命通達（H20.8.12）」、「多様な主体との協働の推進（副知事依命通達 H20.10.28）」の中で『協働型県政』を推進していくことを打ち出している。

また、多様な主体との協働政策に関する専門家からの指導・助言を得るため平成 20 年 4 月に協働コーディネーターが設置され、さらには全庁的に協働の推進を図っていくため同年 11 月に滋賀県協働推進本部が設置された。

今後は、これまでの協働に対する評価を行いつつ、本監査の結果および意見に十分留意の上、NPOが有する専門性などの特性を生かした協働をより一層推進し、県政全般で協働による取り組みを進めていくという県政経営の視点に立ち、一層の協働の質を高めた施策の構築が図られるよう期待する。

◎ 行政重点監査対象事業および対象機関

番号	部局名	所属名	協働事業名(取り組み事項等)	事業の 始期・終期	形態等
1	県民文化生活部	県民活動課	ボランティア・NPOファーストステップセミナー	H15~20	委託
2			しがNPO協働推進プロジェクト(行政とNPOとの協働会議「ラウンドテーブルしが」の開催)	H17~	構成員にNPO、 県直執行 企画立案への 参画・運営
3			しがNPO協働推進プロジェクト(協働部活プロジェクト) (プロジェクト例) ・地域で支える安全安心なまちづくり事業	H17~19	構成員にNPO、 県直執行 企画立案への 参画・共催
4			しがNPO協働推進プロジェクト(協働推進ボード)	H17~20	構成員にNPO、 県直執行 企画立案への 参画
5		人権施策推進課	じんけんフェスタしが2007開催事業 (NPO人権啓発委託事業)	H17~19	委託
6		男女共同参画センター	「チャレンジサイトしが」運営業務委託	H18~	委託
7			女性のチャレンジ支援講座企画運営委託	H16~	委託
8	琵琶湖環境部	環境政策課	淡海こどもエコクラブ活動推進事業 (体験プログラムの実施)	H18、19	委託
9		循環社会推進課	淡海エコフオスター事業 (地域の美化清掃活動)	H12~	補助
10		森林政策課	県民参加の里山づくり事業 (里山保全活動、森林整備・施設整備)	H18~21	補助
11	みんなで始めよう森づくり活動公募事業 (環境に配慮した森林づくり推進、森林資源の循環利用促進他)		H18~21	補助	
12	健康福祉部	健康福祉政策課	くらし支え合いNPO支援事業 (地域活動支援講座、地域活動支援アドバイザー派遣出前講座他)	H16~	委託
13		健康推進課	難病相談・支援センター事業 (各種相談支援、難病相談員養成・研修事業)	H18~	委託
14		子ども・青少年局	青年社会参画促進事業	H18、19	構成員にNPO 委託
15		医務薬務課	救急災害医療研修事業費補助金 (救急医療従事者研修、救急医療研修指導者養成)	H17~	補助
16	商工観光労働部	商業観光振興課	三方よし理念普及事業費補助金 (三方よし理念講座、近江商人関連パネルの貸し出し、実践事例紹介の情報誌発行)	H16~	補助
17	東近江地域振興局	地域振興課	西の湖美術館構想推進事業 (西の湖学芸員育成、西の湖体験ツアー他)	H16~19	構成員にNPO 補助
18			東近江NPO協働発信事業 (NPO情報誌「凜」の発行)	H14~19	構成員にNPO 委託
計		12 所属	18 事業		

【 資 料 】

1 NPOの現状

(1) 監査対象事業の概要

① 協働形態別事業数

監査対象事業を協働形態別に分類すると、事業の企画立案への参加が3事業、事業委託が9事業、事業への補助が6事業、共催が1事業、事業運営が1事業となっている。

協働形態別事業数

協働形態	企画立案への参画	共催	補助	委託	事業運営	計
事業数	3	1	6	9	1	20

※ 協働形態が複数に該当している場合はそれぞれに計上している。

② 分野別事業数

監査対象事業を分野別に分類すると、環境保全が5事業、NPO支援が4事業、保健・医療・福祉が3事業などとなっている。

分野別事業数

分野	男女共同参画	環境保全	まちづくり	子ども育成	社会教育	経済活動	保健医療福祉	人権	NPO支援	その他	計
事業数	2	5	2	1	2	1	3	1	4	2	23

※ 事業が複数分野に関連している場合はそれぞれに計上している。

(2) NPO法人の認証状況

① 申請および認証の状況

平成 20 年 12 月 31 日現在のNPO法人の認証申請数は 430 団体、認証数は 420 団体で、ともに全国 24 位となっている。

また、人口 10 万人当たりの法人数は 30.08 で、全国 7 位となっている。（平成 20 年 12 月 31 日県民活動課）

申請および認証の状況

区分	H20. 3. 31現在	H20. 12. 31現在	(全国) H20. 12. 31現在
申請数	399 (全国24位)	430 (全国24位)	37,977
認証数	391 (全国24位)	420 (全国24位)	36,300
人口10万人当たり法人数	28.16 (全国7位)	30.08 (全国7位)	26.12

※ 全国の申請数および認証数は、内閣府集計データによる。

② 認証年度別法人数

NPO法人の年度別認証数は、平成 15 年度までは増加傾向が続いていたが、それ以降は概ね平準化して推移している。

認証年度別法人数（各年度 3 月 31 日現在、20 年度は 12 月 31 日現在）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
認証数	5	7	16	26	38	71	64	57	53	54	29
累計	5	12	28	54	92	163	227	284	337	391	420

※ 解散、合併があった場合は、当該法人が認証された年度から控除している。

③ 分野別法人認証状況

NPO法人の定款に記載されたすべての特定非営利活動を分野別に集計すると、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」が最も多く、次いで「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」の順となっている。

なお、全国状況では、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」が最も多く、次いで「社会教育の推進を図る活動」、「前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動の援助の活動」の順となっている。

分野別法人認証状況

特定非営利活動の種類	定款に記載された活動分野の法人数 (延べ数)	
	滋賀県	全国
1 保健、医療、福祉の増進を図る活動	282 (11.9%)	20,987 (14.4%)
2 社会教育の推進を図る活動	226 (9.5%)	16,705 (11.4%)
3 まちづくりの推進を図る活動	265 (11.2%)	14,805 (10.1%)
4 学術、文化、芸術およびスポーツの振興 を図る活動	184 (7.8%)	11,917 (8.2%)
5 環境の保全を図る活動	186 (7.8%)	10,304 (7.1%)
6 災害救援活動	54 (2.3%)	2,331 (1.6%)
7 地域安全活動	84 (3.5%)	3,589 (2.5%)
8 人権の擁護および平和の推進を図る活動	130 (5.5%)	5,664 (3.9%)
9 国際協力の活動	108 (4.6%)	7,125 (4.9%)
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活 動	74 (3.1%)	3,048 (2.1%)
11 子どもの健全育成を図る活動	242 (10.2%)	14,697 (10.1%)
12 情報化社会の発展を図る活動	51 (2.2%)	3,151 (2.2%)
13 科学技術の振興を図る活動	26 (1.1%)	1,698 (1.2%)
14 経済活動の活性化を図る活動	89 (3.8%)	4,698 (3.2%)
15 職業能力の開発および雇用機会の充実を 支援する活動	101 (4.3%)	6,616 (4.5%)
16 消費者の保護を図る活動	32 (1.3%)	1,982 (1.4%)

17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動の援助の活動	237 (10.0%)	16,602 (11.4%)
合 計	2,371 (100%)	145,919 (100%)

※ 法人数 (延べ数) は、内閣府集計データによる。

(3) NPOへの支援施策の概要

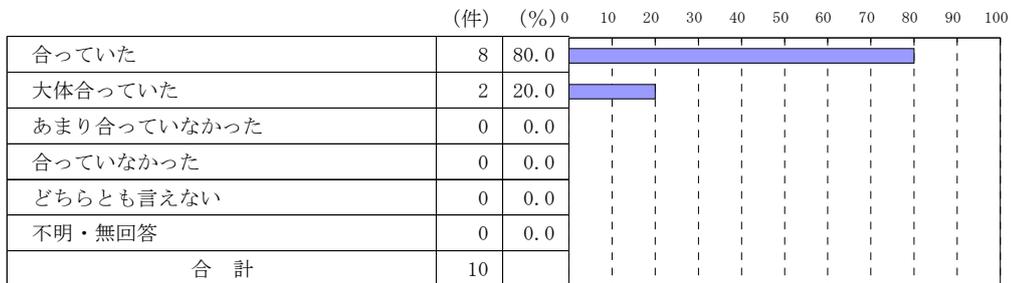
NPOとの協働の経過

- [11 年度] ・ 「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を策定、公表
協働の定義「共通の目的実現のためにそれぞれが自らの役割を自覚しともに考え、ともに汗を流して取り組んでいくこと」
- [12 年度] ・ 「NPOからの企画提案による事業」緊急地域雇用特別交付金を活用
- [13 年度] ・ 職員研修センターで「NPO協働研修」を開始
- [14 年度] ・ 職員向け「協働ガイドブック」を作成・配布し、職場研修により全職員にNPOとの協働を周知
・ 「NPOへの委託マニュアル」を作成
- [15 年度] ・ 「ボランティア・NPOファーストステップセミナー」をNPOと協働 (企画公募型委託) で実施
- [16 年度] ・ ボランティア・NPOファーストステップセミナーを実施
・ 「しが協働モデル研究会」を開催、報告書としてまとめる
・ 「協働ネットしが」(ホームページ) の運用を開始
- [17 年度] ・ ボランティア・NPOファーストステップセミナーを実施
・ 協働ガイドブックの作成・配布
・ しがNPO協働プロジェクト事業「ラウンドテーブル」、「しが協働ル〜ム」、「しが協働部活プロジェクト」を実施、「しが協働推進ボード」を設置
- [18 年度] ・ ボランティア・NPOファーストステップセミナーを実施
・ 「NPO活動推進自治体フォーラム滋賀大会」を開催
- [19 年度] ・ ボランティア・NPOファーストステップセミナーを実施
・ 「協働推進セミナー」を開催
・ しが協働推進ボードから「県政において協働を進めるための提言」が知事に提出される。(H19年10月25日)
・ 基本構想の策定 (H19年12月)
- [20 年度] ・ 協働コーディネーターの設置 (H20年4月18日)
・ 多様な主体との協働の推進 (H20年10月28日「副知事依命通達」)
・ 協働推進本部を設置 (H20年11月27日)
・ 協働提案制度検討委員会から「協働提案制度の創設に関する提言書」が知事に提出される。(H21年1月6日)
・ 職場研修の実施
・ 協働事例集の作成
・ ボランティア・NPOファーストステップ事業の実施
・ 「協働推進セミナー」を開催

2 NPO等への意識アンケート調査結果の概要

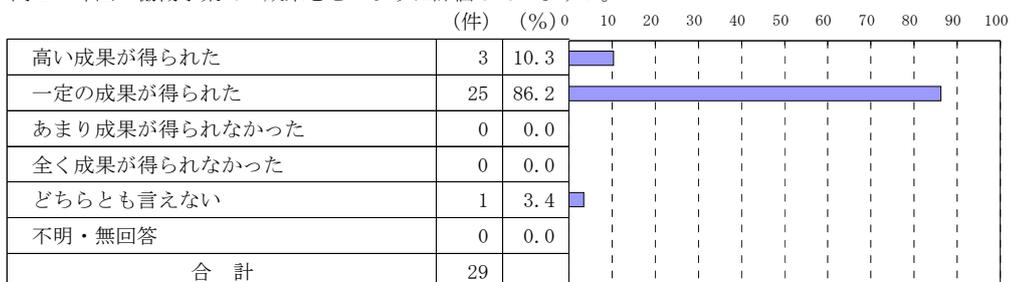
監査対象とした協働事業の相手方のNPO等のうち延べ35団体に対して、関係人調査として、県との協働に関するアンケート調査を行い、そのうち、29団体から回答を得た。

問1 今回の協働事業は貴団体の活動目的に合ったものでしたか。



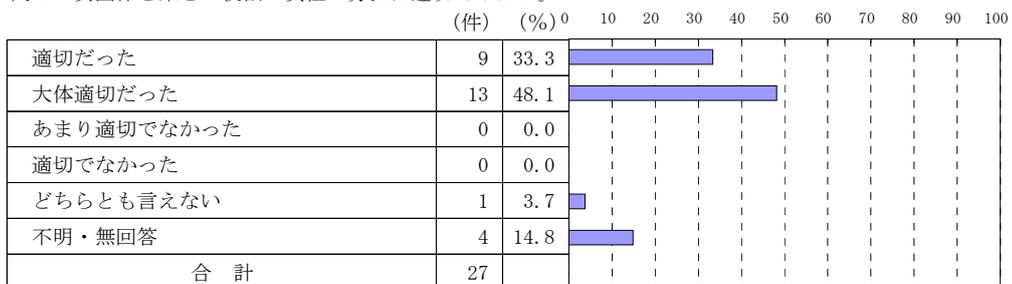
活動目的に合っていたものとする回答が100%であった。

問2 今回の協働事業での成果をどのように評価していますか。



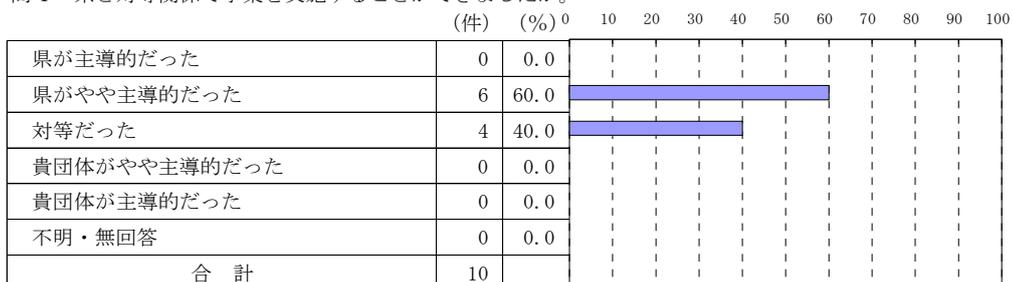
高い成果が得られた、または一定の成果が得られたとする回答が96.5%あった。

問3 貴団体と県との役割・責任の分担は適切でしたか。



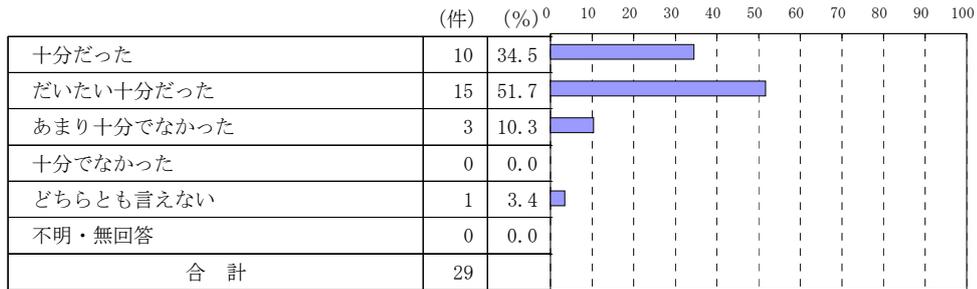
役割・責任の分担が適切、またはだいたい適切とするものが81.4%あったが、どちらともいえない、または無回答が18.5%あった。

問4 県と対等関係で事業を実施することができましたか。



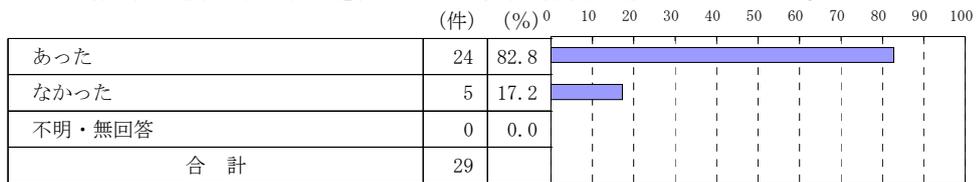
県がやや主導的だったが60%あり、対等であったと回答した40%を大きく上回った。

問 5 事業実施に当たり、県との事前協議は十分行われましたか。



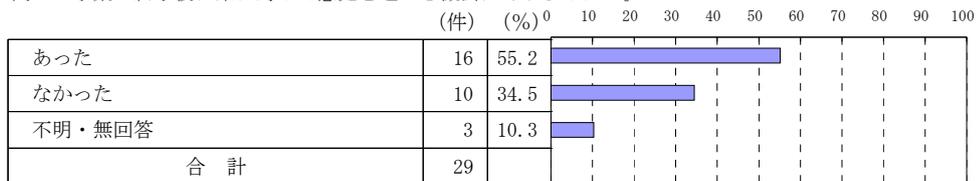
県との事前協議が十分、または、だいたい十分だったとする回答が86.2%あったが、あまり十分でなかったとする回答も10.3%あった。

問 6 事業の実施途中で県に対して意見を述べたり、県と協議する機会がありましたか。



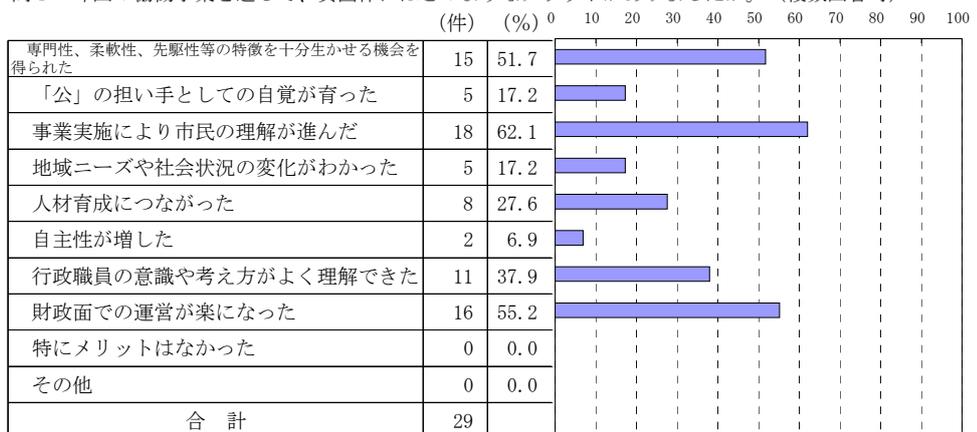
事業途中での県との協議の機会は82.8%があったとしているが、なかったとする回答も17.2%あった。

問 7 事業の終了後に県に対して意見を述べる機会がありましたか。



事後の意見交換は55.2%あったが、なかったとする回答も34.5%あった。

問 8 今回の協働事業を通じて、貴団体にはどのようなメリットがありましたか。(複数回答可)



市民の理解が進んだが62.1%、NPOの財政面での運営が楽になったが55.2%、専門性、先駆性等を十分生かせる機会を得たが51.7%、行政職員の意識や考え方がよく理解できたが37.9%などとなっている。

問9 今回の協働事業を踏まえて、今後も県と何か協働したいと思いませんか。

(件) (%) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

是非協働したい	17	58.6	
できれば協働したい	12	41.4	
あまり協働したくない	0	0.0	
協働したくない	0	0.0	
どちらとも言えない	0	0.0	
不明・無回答	0	0.0	
合 計	29		

今後も県と協働したいと100%が回答している。

問10 県との協働を進める上での課題とその課題に対する取り組み。

- ・補助内容が現場の実態に合っていない。現場のニーズに合わせて変更できるような、いつでも話合える場が必要である。
- ・効果的な事業実施に向けた事業計画段階からの話し合いが不足している。
- ・提出書類が煩雑で、事業実施まで時間を要する。事務手続き、会計処理についても民間の考え方が必要である。
- ・県の事業と市町の事業の連携がないので、ネットワーク化が必要である。
- ・広報が不十分で、インターネットで調べたときは募集期間が終わっていたときもある。
- ・県側の人事異動に伴う、事業の継続性に問題がある。また、担当職員の意識の差が大きい。県側と現場の対話不足である。もっと現場に出ることが必要である。一定レベルまでの意識高揚を図ることが必要である。
- ・NPO側もまだまだ力不足で要求型が多い。どちらも成長して歩み寄りが必要である。

問11 県に対する意見、要望等。

- ・協働の理解度が県職員によって違う。職員研修など、もっと協働の意義を学ぶ機会が必要がある。
- ・県職員の中には「ボランティア」＝「無料で働く人」と認識している。もっと、事業に関わる人の予算を認める必要がある。
- ・NPOの企画提案が生かされる仕組みがほしい。
- ・最もふさわしい協働の相手方の、特性を十分に発揮し、ステップアップできるように育成・支援を考えてほしい。
- ・補助事業に細かな制約が多い。県のハードルを高くしないでほしい。
- ・団体の資金繰りに奔走している。団体への資金面での育成、支援が必要である。

3 NPOの中間支援組織へのアンケート調査結果の概要

NPOの中間支援組織の5団体についても、NPOを支援する立場からのアンケート調査を行い、2団体から回答を得た。

(1) NPOが県と協働をする際の課題

- ・スタッフが不足しており、事務局機能が弱い。
- ・県からの情報が少ない。
- ・協働をする際の仕組みがない。

(2) NPOを支援する上での課題

① 県に対する課題

- ・県と市町との連携が不十分で、同様のイベントが開催され、不効率であるのでネットワークの強化不足を感じる。
- ・NPOに対する理解不足がある。

② 団体自らの課題

- ・指定管理者として設置されている団体もあり、活動の継続性に難がある。
- ・相談業務の充実や広い情報提供が必要である。

③ NPOに対する課題

- ・相手の立場を推測して話す技量が十分でない。
- ・自立的に運営できる価値ある事業を生み出されているか疑問である。

④ 課題解決への取り組み

- ・新たな人材育成プログラムの開発が望まれる。

(3) NPO活動を盛んにするための県の取り組み

- ・広報、啓発、支援措置に対する県の取り組みには概ね評価している。
- ・NPO活動は分野横断的であり、それに応じた県の組織編成を考え、縦割り弊害の改善や積極的な民間人の登用も必要である。
- ・県と市町とのネットワークづくりが必要である。

4 NPO等との協働事業を実施していると考えられた所属・事業一覧表

番号	部局名	課室名	事業名等(取り組み事項等)	形態等	協働の分野	
1	知事直轄組織	企画調整課	湖国まるごとエコ・ミュージアム推進事業	企画立案への参画	まちづくり	
2	県民文化生活部	県民活動課	しがNPO協働推進プロジェクト(ラウンドテーブルしがの開催)	情報交換・コーディネート	NPO支援	
3			ボランティア・NPOファーストステップセミナー	委託	NPO支援	
4			しがNPO協働推進プロジェクト(協働部活プロジェクト)	企画立案への参画	NPO支援	
5			しがNPO協働推進プロジェクト(協働推進ボード)	企画立案への参画	NPO支援	
6			人権施策推進課	じんけんフェスタしが2007開催事業(NPO人権啓発委託事業)	委託	人権
7		男女共同参画センター	「チャレンジサイトしが」運営業務委託	委託	男女共同参画	
8			女性のチャレンジ支援講座企画運営委託	委託	男女共同参画	
9		琵琶湖環境部	環境政策課	淡海こどもエコクラブ活動推進事業(体験プログラムの実施)	委託	環境保全
10	琵琶湖再生課		流域アジェンダ策定・推進事業	補助	環境保全	
11			流域アジェンダ実践促進事業(大津・滋賀流域)	補助	環境保全	
12	循環社会推進課		淡海エコフオスター事業	補助	環境保全	
13			循環型社会推進事業	企画立案への参画	環境保全	
14			森林政策課	県民参加の里山づくり事業	補助	環境保全
15				みんなで始めよう森づくり活動公募事業	補助	環境保全
16	自然環境保全課		ネイチャーサポート活動支援事業	その他	環境保全	
17	健康福祉部	健康福祉政策課	「あったかほーむ」づくり事業(人員配置補助)	補助	保健、医療、福祉	
18			くらし支え合いNPO支援事業	委託	NPO支援	
19		健康推進課	難病相談・支援センター事業	委託	保健、医療、福祉	
20		元気長寿福祉課	介護サービス事業者運営資金貸付事業	補助	保健、医療、福祉	
21			定年退職者の元気創造プロジェクト	委託	保健、医療、福祉	
22			高齢者成年後見支援センターの運営	委託	保健、医療、福祉	
23		医務業務課	救急災害医療研修事業費補助金	補助	保健、医療、福祉	
24		子ども・青少年局	子ども・青少年局	児童虐待防止民間活動支援事業費補助金	補助	人権
25				DV相談員専門研修	委託	男女共同参画
26				民間シェルター運営費補助金	委託	男女共同参画
27				しがこども体験学校推進事業	情報交換・コーディネート	子ども育成
28			子ども・青少年局	自立支援ホーム事業費補助金	補助	子ども育成
29				青年社会参画促進事業	委託	子ども育成
30				21世紀淡海子ども未来会議設置運営事業	委託	子ども育成
31				子ども遊びサポーター養成事業	委託	子ども育成
32	商工観光労働部	商業観光振興課	三方よし理念普及事業費補助金	補助	社会教育	
33		新産業振興課	世界にひとつの宝物づくり	補助	学術、文化、芸術、スポーツ	
34		財団法人滋賀県陶芸の森	けいやきものに関する総合的学習プログラム事業	情報交換・コーディネート	学術、文化、芸術、スポーツ	
35	農政水産部	水産課(全国豊かなうみづくり大会準備室)	(仮称)湖づくり活動推進大会の開催	情報交換・コーディネート	環境保全	
36			湖づくりキャンペーン事業	共催	環境保全	
37		農村振興課	棚田保全ネットワーク推進事業	情報交換・コーディネート	まちづくり環境の保全	
38			グラウンドワークしがの推進	情報交換・コーディネート	環境保全	
39			みずすまし構想推進事業	情報交換・コーディネート	環境保全	

40	土木交通部	住宅課	湖国すまい・まちづくり推進協議会活動費補助金	補助	まちづくり
41	会計管理局	管理課	滋賀グリーン購入ネットワーク参加負担金	情報交換・コーディネート	環境保全
42			グリーン購入実践プラン滋賀(GPプラン滋賀)事業委託	委託	環境保全
43	南部振興局	環境森林整備課	流域アジェンダ実践促進事業(湖南流域)	補助	環境保全
44	南部振興局 甲賀県事務所	環境課	流域アジェンダ実践促進事業(甲賀流域)	補助	環境保全
45	東近江地域振興局	地域振興課	東近江NPO協働発信事業	委託	まちづくり
46			西の湖美術館構想推進事業	補助	まちづくり 環境の保全
47		環境課	流域アジェンダ実践促進事業(東近江流域)	補助	環境保全
48	湖東地域振興局	環境課	流域アジェンダ実践促進事業(湖東流域)	補助	環境保全
49		建設管理部	河川・道路管理におけるゼロエミッション計画(竹チップ化)実験事業	共催	まちづくり
50	湖北地域振興局	地域振興課	湖北エコミュージアム創造事業	補助	NPO支援
51		環境課	流域アジェンダ実践促進事業(湖北流域)	補助	環境保全
52	高島県事務所	環境森林整備課	流域アジェンダ実践促進事業(湖西流域)	補助	環境保全
53	教育委員会事務局	生涯学習課	生涯学習推進事業	情報交換・コーディネート	社会教育
54			しが生涯学習アカデミー事業	情報交換・コーディネート	社会教育
55			淡海生涯カレッジ開設事業	企画立案への参画	環境保全
56			子育てティーンズサポーター養成講座	委託	子ども育成
57			学習情報提供システム整備事業	情報交換・コーディネート	情報化社会の発展
58		安土城郭調査研究所	史跡案内(安土・八幡)	共催	まちづくり
59			史跡案内(観音寺城・石寺)	共催	まちづくり
計		32所属	49事業		